

令和7年度農林水産物マッチング事業（交流会業務）
業務仕様書（案）

1 業務の目的

東日本大震災・原子力災害以降、福島県（以下「県」という。）では県産農林水産物の風評払拭を図るため、県産農林水産物の安全性及び魅力を発信するとともに、販路の回復・拡大に結びつく取組を一体的に展開してきた。その結果、県産農林水産物の販売価格については、一部の品目では震災前の状態に戻りつつあるものの、未だ震災前の水準に回復していない品目も見られる。

そのため、本業務は、県産農林水産物の販売価格の回復を図るため、全国の卸・小売事業者や飲食関係者、流通事業者等及び県内生産者等を対象に、商談による県産農林水産物の販売促進及び交流による商流確立・維持を図り、県産農林水産物の一層の販路拡大を目的とする。

2 事業の方向性

「展示商談会」と「食の交流会」を強く連携させ、県産農林水産物の魅力を流通事業者等の仕入れ担当者と経営者層に対し、一体的にアピールすることにより、成約率向上や継続取引、取引量の拡大に繋げ、県産農林水産物の一層の販路拡大を図るものとする。

また、「県産農林水産物マッチング事業（産地視察ツアー・商談会等業務）」と連携し、流通事業者等と県内生産者等の継続した関係性を構築していく。

3 委託業務の内容

（1）展示商談会の実施に関すること

全国の流通事業者等の仕入れ担当者等（以下「バイヤー」という。）に対し、出展事業者が直接、自社の商品を紹介する「展示商談会」を開催すること。

また、「展示商談会」には、バイヤー向けセミナーなど県産農林水産物及び福島ならではの取組への理解を深める機会の提供を含むものとする。

なお、企画提案にあたっては、次のAとBで実施する場合の2案を提案することとし、それぞれの長所と短所を比較できるようにすること。

A：下記「ア 日程及び会場」の条件下で「イ 会場の条件」をできるだけ多く満たす会場

B：下記（2）の食の交流会と同日及び同施設内別会場

ア 日程及び会場

- ・日程：令和8年1月中旬～2月上旬のうち1日
- ・会場：東京都内

イ 会場の条件

- ・「ウ 参加者」に合わせた規模の会場とし、交流や商談を行うに当たり、十分な広さの確保や商談に適した環境が整っていること。
- ・会場において、食材等の事前受取りや冷凍冷蔵保管が可能であること。
- ・試食の提供、電磁調理器による加熱など簡易的な調理が可能であること。

- ・バイヤーが参加する上で交通アクセスの利便性が高いこと。

ウ 参加者

- ・出展事業者は、30者以上とし、その内新規出展事業者2割以上を目指すものとする。なお、県内生産者等から広く募集し、事業者の選定に当たっては、品目や地域バランス、バイヤーニーズ等を考慮し、県が決定する。
- ・バイヤーは、200者程度とし、その内新規参加者2割以上を目指すものとする。また、幅広い業種のバイヤーに参加してもらえるよう募集方法等を工夫すること。

エ 展示商談会の企画・運営管理の一切に関する業務を行うこと。

- ・実施運営マニュアルを作成のうえ、運営に当たること。
- ・会場内に、出展事業者による展示ブースを設置し、必要な備品や機材等を調達すること。
- ・バイヤーと出展事業者の交流や商談が円滑に行えるように配慮するとともに、混雑を避けるための工夫をすること。

オ 商談支援に関すること

- ・出展事業者に対し、事前説明及び商談スキルの向上につながる研修会を実施すること。
- ・出展事業者の情報をデータベース化の上、県に提供すること。また、バイヤー募集に活用するとともに、バイヤー向けの配付資料を作成すること。

カ 商談成約を高める企画を実施すること

- ・バイヤーと出展事業者の交流や県産農林水産物及び福島ならではの取組への理解を深め、商談成約を高めるための効果的な企画を提案すること。

(2) 食の交流会の実施に関すること

(1)の商談成約、取引拡大の効果を高めることを目的に全国の流通事業者の経営者層に対し、県及び産地関係者、展示商談会出展事業者が県産農林水産物の魅力や安全安心の取組を直接PRする「食の交流会」を開催すること。

ア 日時及び会場

- ・日時：令和8年2月2日（月）18：00～19：30予定
（現時点での想定のため、変更となる可能性あり）
- ・会場：八芳園（東京都港区白金台1丁目1-1） 1階「満月」（旧ジュール）

イ 参加者

- ・全体で200名程度の規模とする。
- ・流通事業者は、経営者層を中心に140名程度を招待する。
- ・産地関係者等は、農業団体の代表者等とし、30名程度とする。

ウ 料理及び試食に関すること

- ・県産農林水産物を使用した料理や試食を会場全体に提供すること。
- ・提供する料理は150名分相当とし、試食提供分は人数に含めないものとする。

エ 食の交流会の企画・運営管理の一切に関すること

- ・実施運営マニュアルを作成のうえ、運営に当たること。
- ・県産農林水産物の魅力を伝えるブースを設置すること。

- ・出演者、商談会出展事業者、流通事業者、産地関係者、会場、報道機関等の関係者との実施に当たっての調整について、県が行う場合を除き、その一切を行うこと。
- ・参加した流通事業者に対する県産農林水産物のお土産を手配すること。

オ 展示商談会との一体性を見せる企画を実施すること。

- ・展示商談会との一体性を強め、商談成約や取組拡大の効果を高めるための効果的な企画を提案すること。

(3) 効果測定

ア (1) 及び (2) の取組の効果を測定するための、数値目標を提案すること。

イ 展示商談会及び食の交流会の参加者に対して、アンケート等を実施すること。

また、展示商談会における商談の実施状況を令和8年3月末までに取りまとめ、成約状況等の実態把握を行うこと。

ウ 効果測定、結果分析を行い、実績報告時に提出すること。

(4) その他

県産農林水産物をPRするため、県が指定する交流事業において、100名程度の料理（ビュッフェ）で使用する県産農林水産物について手配し、指定の会場へ提供すること。

4 成果品

(1) 実績報告書

(2) 掲出物及び制作物

なお、各々の様式は、県と受注者が協議のうえ定めることとする。

5 提出書類

受注者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を県の指定する日までに提出しなければならない。なお、(1) から (3) までは、県の指定する様式によるものとする。

(1) 着手届

(2) 総括責任者通知書

(3) 完了届

(4) その他、県が業務の確認に必要と認める書類

6 総括責任者

受注者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として任命し、その氏名を県に通知しなければならない。

なお、総括責任者は、本業務が終了したときは、その内容について厳密な照査検算を行い、錯誤等の修正を行わなければならない。

7 関係機関との協議

受注者は、本業務の遂行上必要とする資料の収集に当たって、関係機関への協力を

得る必要がある場合は、あらかじめその趣旨を県に連絡した上でこれを行うものとする。

8 作業等の打ち合わせ

本業務の期間において、県と受注者の間で随時打ち合わせを行うものとする。

9 その他

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受注者が協議の上定めることとする。